

第3章 基本理念と目標

1 基本理念

2011（平成 23）年に策定した「北九州市循環型社会形成推進基本計画」では、基本理念を「市民・事業者・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が主体的・協動的に 3R・適正処理に取り組むことを通じ、“持続可能な都市のモデル”を目指します」と決めました。事業者、NPO、行政など地域社会を構成する各主体が、日々の生活や活動を行う中で、環境に配慮した行動を主体的に行うことにより、環境負荷の抑制に努めることが重要です。

本計画においても、基本的にはこれまでの取組みの方向性や基本理念を引き継ぎつつ、地域社会を構成する各主体に地域団体を加え、さらに、近年世界的にも課題になっている SDGs の実現や脱炭素社会という世界共通の目標にも貢献するという意義をより明確にするため、本計画における基本理念を以下のとおり定めます。

市民・事業者・地域団体・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が、SDGsの実現に向けて主体的・協動的に3R・適正処理に取り組むことを通じ、脱炭素社会も見据え、“持続可能な都市のモデル”を目指す。

2 計画の視点

基本理念のもとで今後進めていく施策について、環境基本計画においても市民環境力の重要性が示されたことも踏まえ、これまでの視点に「循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展」を新たに加え、次の4つの視点から整理しました。



3 SDGs と本計画の関係性

SDGs の実現と本計画の推進については、” 持続可能な” 世界や社会を目指すという意味で共通の目標を持っています。

具体的には、SDGs で定められているゴールのうち、ゴール12「つくる責任つかう責任」を中心に、

- ・プラスチックごみ対策では、ゴール14「海の豊かさを守ろう」
- ・食品ロス削減対策では、ゴール2「飢餓をゼロに」、
- ・脱炭素社会に向けた貢献に関する取組みでは、ゴール7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」

など、本計画で定める取組み全体としては、多くのゴールとの関連性があります。

このように、本計画は SDGs と密接に関わりのあるものであり、SDGs の実現に向け、廃棄物分野からも、様々な取組みを推進します。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標とは、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

具体的なターゲットとして、ゴール12では、「2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」ことなど、3Rの取組みの推進が記載されているほか、例えば、近年課題となっているプラスチックごみによる海洋汚染はゴール14に関連するなど、これら以外のゴールも含めて、廃棄物対策はSDGsと密接な関わりがあります。



出典：国際連合広報センター

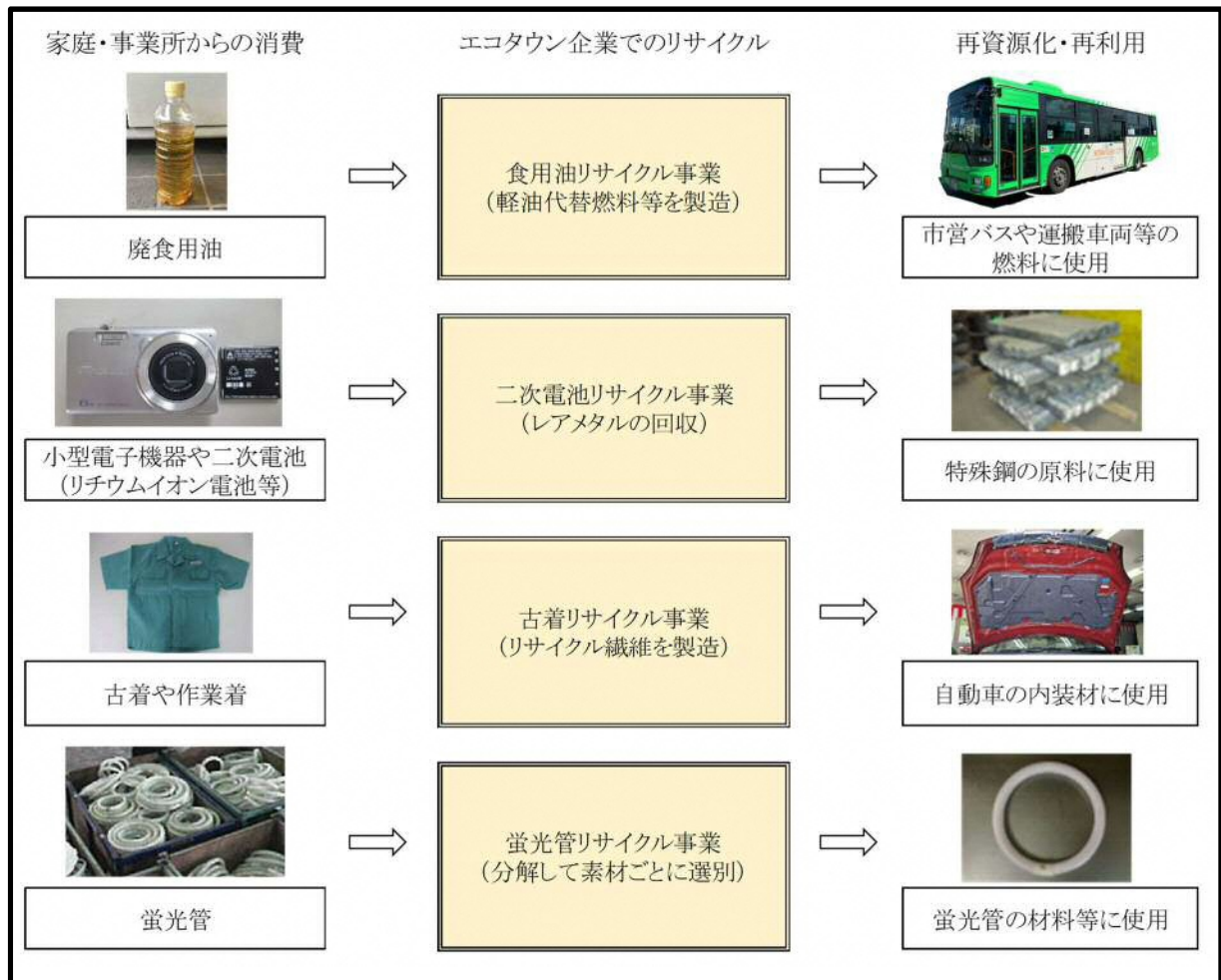
「地消・地循環」という新たな考え方

北九州市では、「ものづくりのまち」として発展してきた強みを活かし、循環型社会の実現のため進めてきた「北九州エコタウン事業」により、我が国最大級のリサイクル事業が集積しています。

このエコタウン事業により、市内で消費された様々なものが、市内のリサイクル企業で再資源化され、再び新たなものづくりや市民生活に活かされています。

本計画では、このような本市の特性と強みを活かした資源循環の流れを「地消・地循環」と表し、推進していくことで、環境と経済の好循環や、環境への負荷をさらに低減した循環型社会の構築を目指します。

<本市での地消・地循環の例>

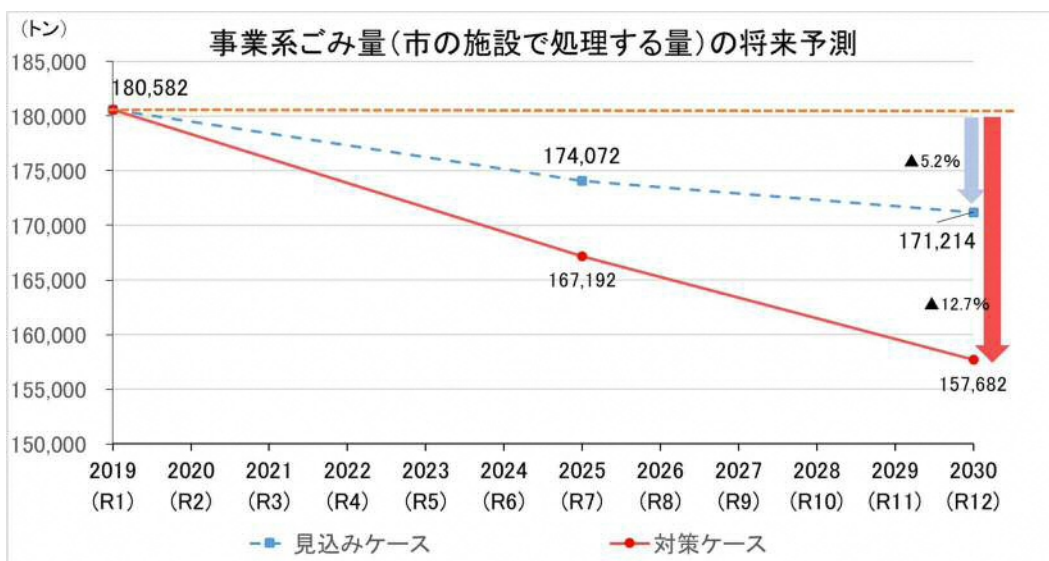
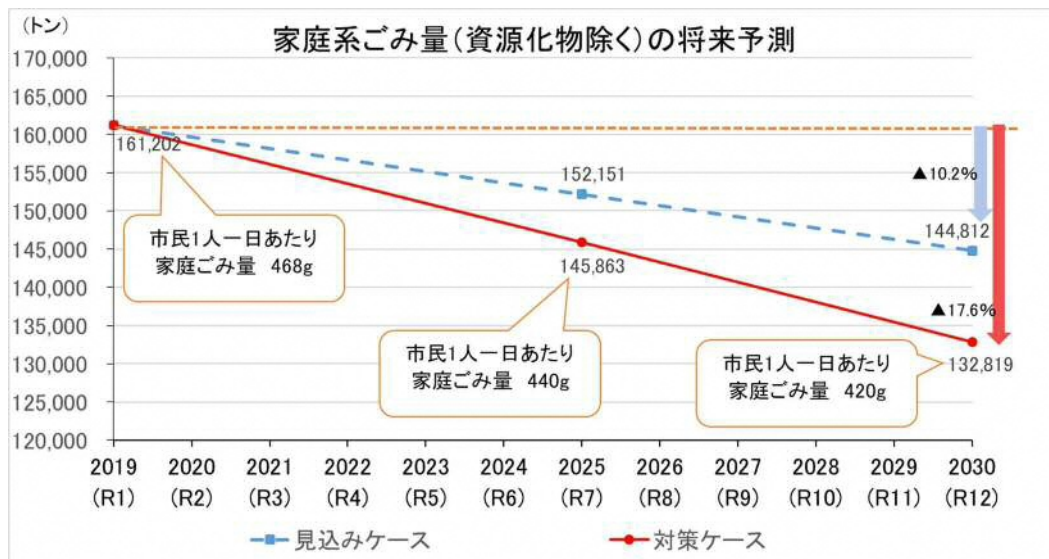
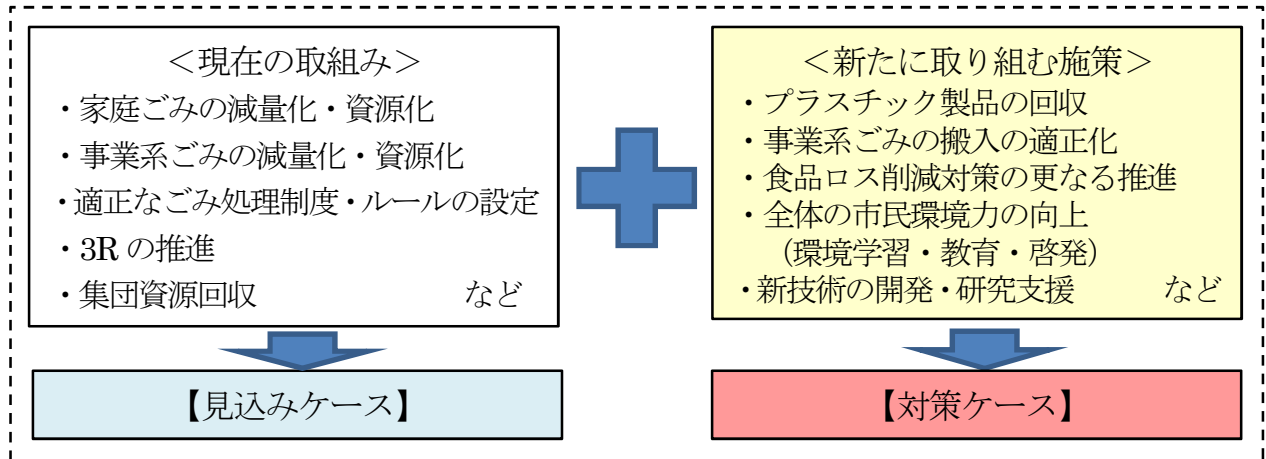


※ その他、古紙や食品廃棄物、携帯電話、OA機器などのほか、各種リサイクル法に対応した品目のリサイクル（自動車、家電、容器包装、建設混合廃棄物）、最先端技術の実証研究施設により、地消・地循環を推進しています。

4 計画目標

(1) ごみ量の将来予測の考え方

プラスチックごみ対策や食品ロス削減対策など、今後新たに取り組む施策も加えて取組みを強化することにより、前章「5 将来のごみ量の見込み」で示す見込み量からさらに減量を加速させます（【対策ケース】）。



(2) 計画目標

ア 計画目標について

基本理念の実現に向けた様々な取組みを進めるにあたって、達成すべき具体的な数値目標を次のとおり設定します。

計画目標の項目	2019(令和元)年度 (基準年度)	2025(令和7)年度 (中間目標年度)	2030(令和12)年度 (最終目標年度)
市民1人一日あたりの 家庭ごみ量(※1)	468g	440g以下	420g以下
事業系ごみ量 (市の施設で処理した量)	180,582トン	167,192トン	157,682トン
リサイクル率(一般廃棄物)(※2)	28.0%	30%以上	32%以上
うち、家庭系リサイクル率	33.1%	34%以上	36%以上
一般廃棄物処理に伴い発生する CO ₂ 排出量(※3)	88千トン	60千トン以下	60千トン以下
産業廃棄物の適正処理の推進、 最終処分量の削減	210千トン (H30実績)	最終処分量の削減(※4)	

※1：家庭系ごみの将来予測値/推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

※2：リサイクル率 = 資源化量 / (ごみ量 + 資源化量)

※3：CO₂排出量は、一般廃棄物の収集運搬、焼却、最終処分が発生したCO₂排出量から、
焼却工場で発電した電力をCO₂換算(発電量×CO₂排出係数)した排出量を差し引いて算出

※4：本市の最終処分量は、直近の2018(平成30)年度実績において、2000(平成12)年度比▲88%
であり、既に国の示す削減割合(*)を達成していることから、数値目標は設定しないが、今後
も産業廃棄物の適正処理の推進を図り、最終処分量の削減を目指す。

(*国の動向：2025(令和7)年度に約1,000万トン ⇒ 2000(平成12)年度から約77%減)

イ 目標設定の考え方

上記の5つの目標を達成するため、本計画で示す取組みを総合的に推進することとして
ています。

また、計画目標達成に関わる項目を「目標設定の考え方」として、施策の進捗度を測
るため、特に注視していく項目を掲げています。

※今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

○プラスチック資源のリサイクルの推進

(プラスチック製品のリサイクルの実施、プラ製容器包装の分別協力率を60%に向上)

○家庭系食品ロス量を2000(平成12)年度比で半減(2030(令和12)年度に24,876トン)

○事業系食品ロス量を2000(平成12)年度比で半減(2030(令和12)年度に23,992トン)

○事業系ごみの搬入規制の強化による、搬入不適物の削減やリサイクルへの誘導

○CO₂排出量の内訳

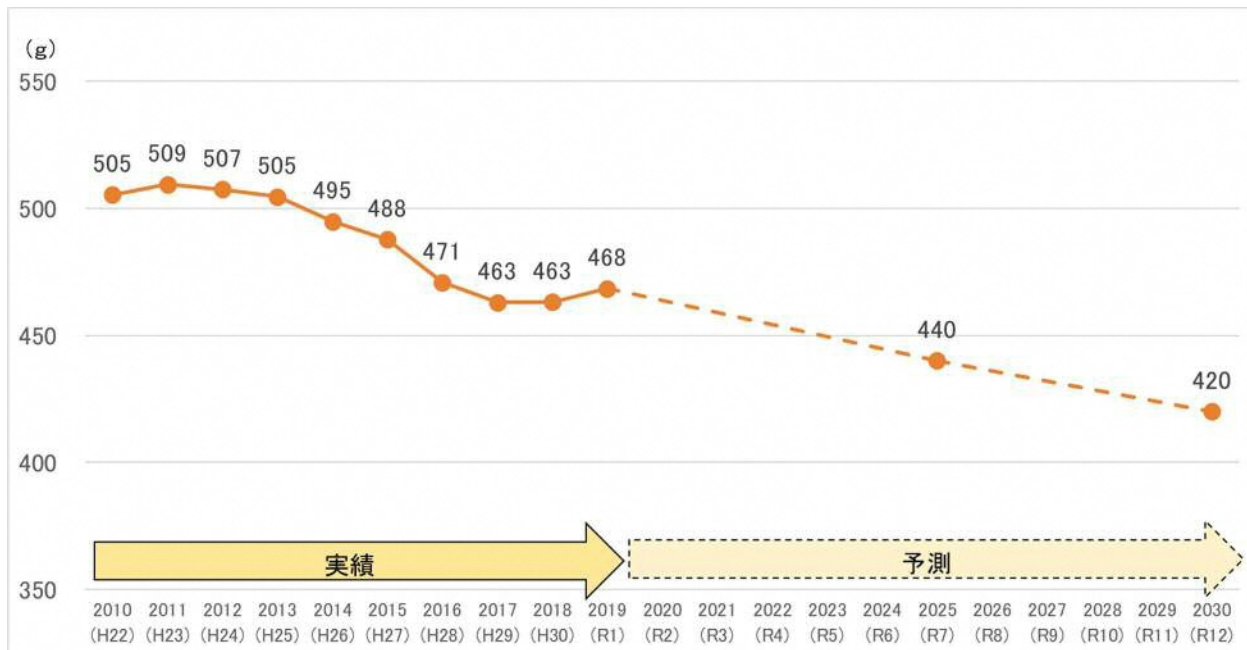
・CO₂排出量の小計：2030(令和12)年度に119,145トン

・売電供給によるCO₂削減効果量：2030(令和12)年度に▲60,896トン

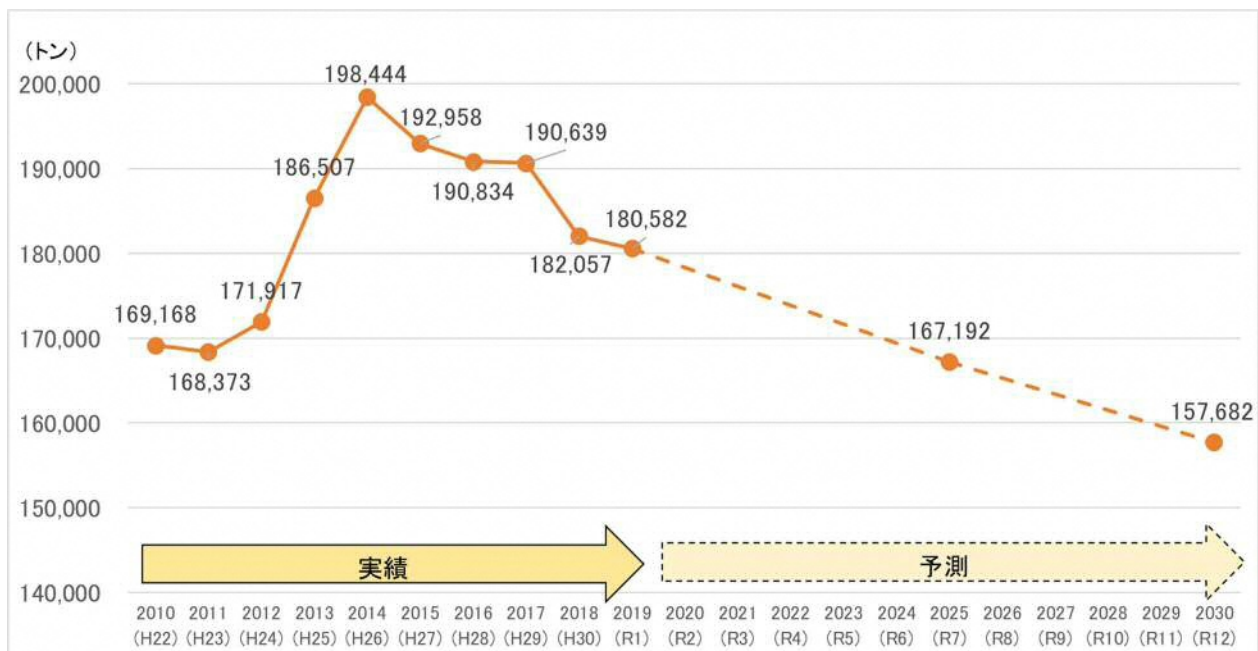
【参考】

各項目の目標値までの推移

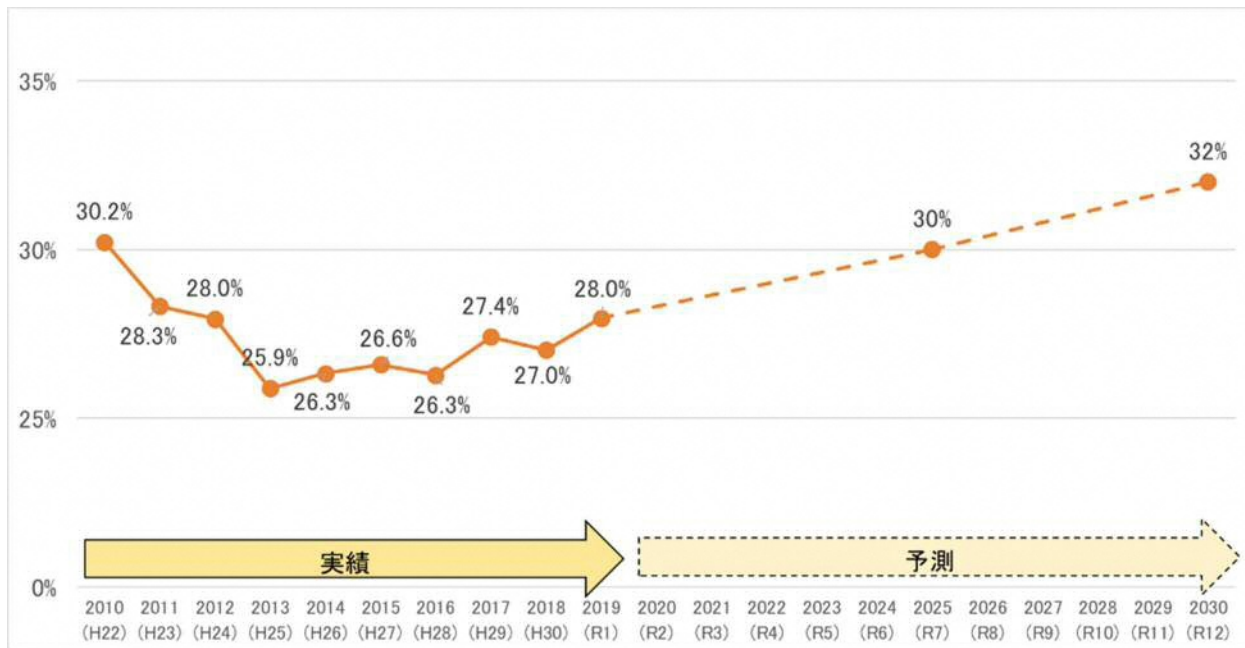
(1) 市民1人一日あたり家庭ごみ量



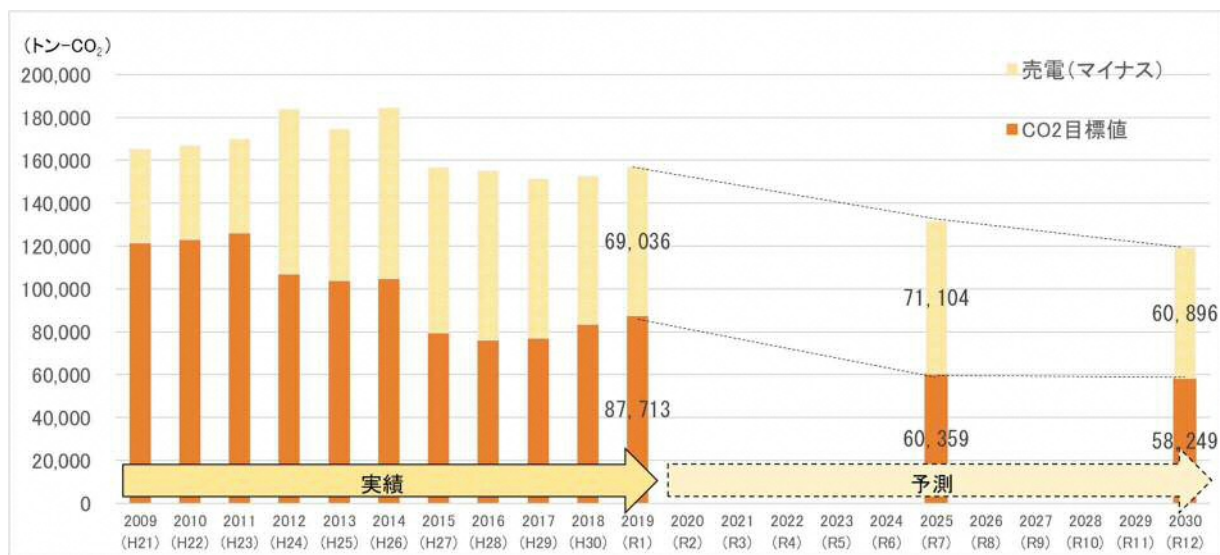
(2) 市の施設で処理する事業系ごみ量【再掲】



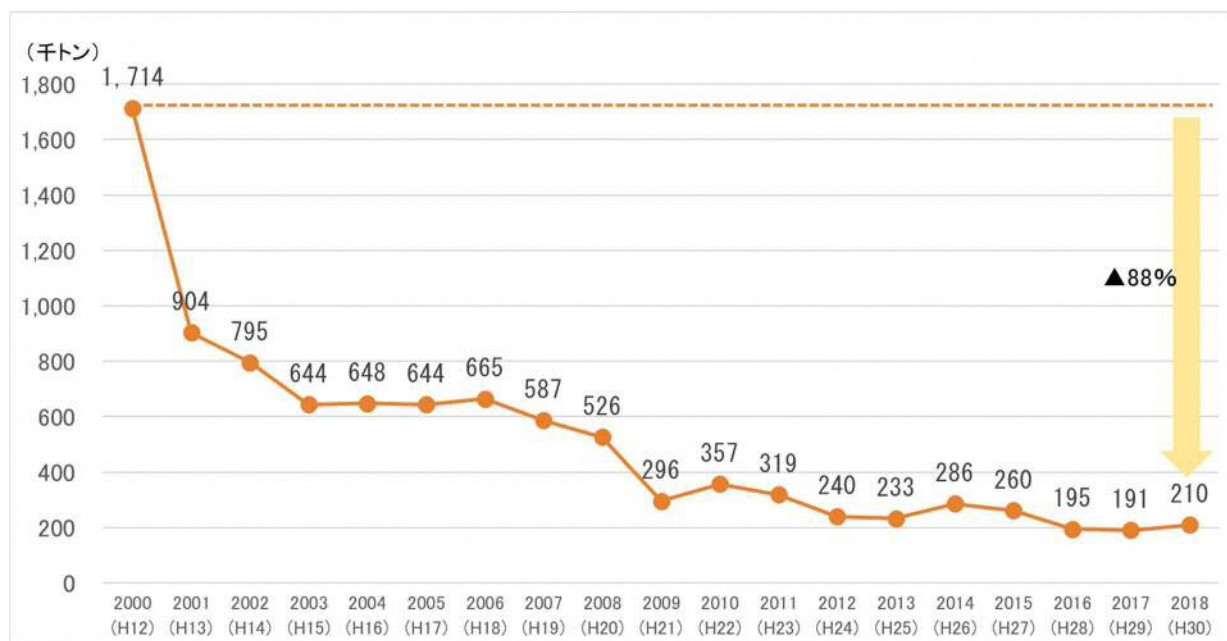
(3) リサイクル率（一般廃棄物）



(4) 一般廃棄物処理に伴い発生する CO₂ 排出量



(5) 産業廃棄物の最終処分量



※最終処分量の目標値を定めていないため、実績値のみ掲載

5 各主体に期待される役割と連携

持続可能な都市の実現は、地域社会全体で取り組むべき課題です。「市民」「事業者」「地域団体・NPO」「行政」など地域社会を構成する各主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働して取り組んでいく必要があります。

このため、各主体は、以下の取組みを進めていくことが期待されます。

【市民の役割】

- ・ 市の排出ルールを遵守し、分別の徹底のほか、ごみステーションの美化に努める。
- ・ 地域の環境に関心を持ち、環境教育や環境学習、集団資源回収や地域清掃への参加・協力などにより、地域における持続可能な都市づくりを促進する。
- ・ 各自がごみの排出者である一方で、持続可能な都市づくりの担い手でもあることを自覚して行動し、環境に配慮した製品の購入や食材の使い切りによる食品ロスの削減など、環境負荷の少ないライフスタイルへの見直しをより一層推進していく。

【事業者の役割】

- ・ 事業に伴って生じるごみの「排出者」であるとともに、ものづくりなどの経済活動を行う「生産者」であるという両面において、廃棄物の適正処理に主導的役割を果たすなど、自らの持続的発展に不可欠な社会的責任を果たす。
- ・ 排出者処理責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物の適正な循環的利用や処分、消費者との情報ネットワークの構築、情報公開などをより一層推進する。
- ・ 資源化物の分別の徹底に努め、事業系ごみの減量やリサイクルの推進に取り組む。

【地域団体・NPOの役割】

- ・ 身近にある不用物を有用な資源に変える「集団回収」等の取組みを積極的に行う。
- ・ 自らも持続可能な都市の実現に向けて取り組むとともに、地域における各主体の連携・協働のつなぎ手となる。
- ・ 環境学習や啓発活動、ソーシャルビジネスなど広がりのある活動を積極的に推進する。

【行政の役割】

- ・ 廃棄物の適正な処理に加え、市民のライフスタイルの見直しへの支援や情報提供など、地域の取組みのコーディネーターとして、各主体が連携しそれぞれの活動を高めあう仕組みを構築する。
- ・ 市民環境力を高めるため、市民や事業者などと協力し、地域ごとの特性に応じた取組みを進める。
- ・ 将来を担う子どもたちへの環境教育が重要であることを認識し、あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の推進を行うとともに、幼少期から、地域における環境教育・環境学習の場の提供を行う。
- ・ 自らも事業者として、持続可能な都市の実現に向け、率先して行動する。
- ・ 感染症流行時などの非常時においても、安全かつ安定的なごみ処理体制を構築・維持し、市民生活に必要な不可欠な社会インフラを継続する。